

議案第 2 号
教育委員会定例会資料
平成26年6月25日
教育部 学校教育課
課長：古幡 彰 担当：平倉 秀一
電話：72-2674

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市学校給食費会計事務処理規程（平成18年教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成26年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

第2条を次のように改める。

（給食費の納入）

第2条 給食費は、口座振替その他の方法により、毎月25日（その日が土日祝祭日その他の金融機関休業日に該当する場合にあっては、翌営業日）までに納入しなければならない。

2 センター所長は、前項の規定により納入された給食費を取りまとめ、指定された口座に納入しなければならない。

3 センター所長は、第1項の口座振替を行う場合において、指定した日に引き落としがでなかったときは、翌月の15日（その日が土日祝祭日その他の金融機関休業日に該当する場合にあっては、翌営業日）に再振替を行うものとする。

附 則

この告示は、平成26年 月 日から施行する。

新旧対照表

改正後	改正前
〇安曇野市学校給食費会計事務処理規程 平成18年11月21日教育委員会告示第20号 改正 平成23年3月24日教委告示第3号 平成24年3月30日教委告示第1号 平成25年3月25日教委告示第1号 平成26年 月 日教委告示第1号 安曇野市学校給食費会計事務処理規程 (趣旨) 第1条 この規程は、安曇野市学校給食センター条例（平成17年安曇野市条例第228号）第5条の規定に基づき、安曇野市学校給食センター（以下「センター」という。）が学校給食を行うための原材料費に要する学校給食費（以下「給食費」という。）に係わる学校給食費会計の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。 (給食費の納入) 第2条 給食費は、口座振替その他の方法により、毎月25日（その日が土日祝祭日その他の金融機関休業日に該当する場合は、翌営業日）までに納入しなければならない。 2 センター所長は、前項の規定により納入された給食費を取りまとめ、指定された口座に納入しなければならない。 3 センター所長は、第1項の口座振替を行う場合において、指定した日に引き落としができなかったときは、翌月の15日（その日が土日祝祭日その他の金融機関休業日に該当する場合は、翌営業日）に再振替を行うものとする。 (基準給食日数) 第3条 年間の基準給食日数は、次のとおりとする。 (1) 幼稚園167日 (2) 小学校203日 (3) 中学校200日 (給食費の決定及び徴収) 第4条 給食費の額は、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」	〇安曇野市学校給食費会計事務処理規程 平成18年11月21日教育委員会告示第20号 改正 平成23年3月24日教委告示第3号 平成24年3月30日教委告示第1号 平成25年3月25日教委告示第1号 安曇野市学校給食費会計事務処理規程 (趣旨) 第1条 この規程は、安曇野市学校給食センター条例（平成17年安曇野市条例第228号）第5条の規定に基づき、安曇野市学校給食センター（以下「センター」という。）が学校給食を行うための原材料費に要する学校給食費（以下「給食費」という。）に係わる学校給食費会計の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。 (給食費の納入) 第2条 給食費の納入方法は、学校の児童生徒及び職員（以下「児童等」という。）については当該学校長が、幼稚園の幼児及び職員（以下「園児等」という。）については当該園長が、センターの職員についてはセンター所長が、給食費の取りまとめをし、毎月25日までに指定された口座に納入する。 (基準給食日数) 第3条 年間の基準給食日数は、次のとおりとする。 (1) 幼稚園167日 (2) 小学校203日 (3) 中学校200日 (給食費の決定及び徴収) 第4条 給食費の額は、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」

学校給食費徴収方法統一化に係る検討経過と今後の予定(案)

1 センター運営委員会における検討経過

(平成 22 年度)

- ① 徴収方法の統一化問題が委員より議題として提出
- ② 各センターの徴収方法及び滞納整理の現状と課題の調査、報告
- ③ 南部方式の効率性の検討及び穂高地域の手集金の解消

(平成 23 年度)

- ① 全 17 校の徴収方法の現状把握 → 段階的解消の方向
- ② 穂高地域手集金の解消について → (第 1 段階)手集金を口座振替に移行
- ③ 穂高地域 5 校への意見聴取 → 収納率低下の懸念から現状体制希望

(平成 24 年度)

- ① 各徴収方法のメリット、デメリットの再確認
- ② 統一化方針案の提示 → 徴収管理システムの拡充
(保護者とセンター間の直接振替)

- ③ 委員会での方向性の協議 → 委員会決定(2012. 12. 3)

(平成 25 年度)

- ① 徴収システムの仕様等具体的検討
- ② 徴収システム移行スケジュールの検討

2 徴収システム(直接振替)採用に係る経緯

- ① 私会計による学校給食費会計の運営 → 市の簡易納付書システムの導入
- ② 市の簡易納付書システム整備の事業化及び予算化
 - ・ サーバーPC(1 台)・センタークライアント PC(2 台)・プリンタ(1 台)
 - ・ ルータ(1 台)

◆ 初期導入費用 2, 9 2 0, 0 0 0 円

(上記機器のほか、システム回線費、口座振替依頼書データ入力作業費、口座振替依頼書、システム構築委託業務費を含む。)

・ 南部センターシステム(行政システム)を上記と同様の仕様にした場合の事業予算

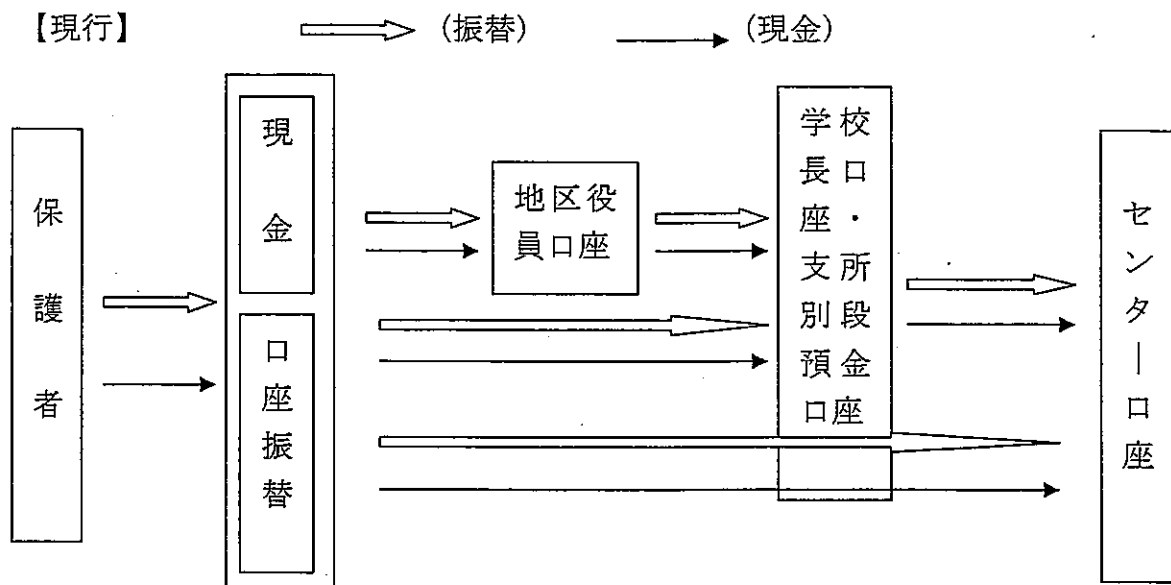
◆ 初期導入費用 9, 3 4 4, 0 0 0 円

簡易納付書システムとの差額 6, 4 2 4, 0 0 0 円

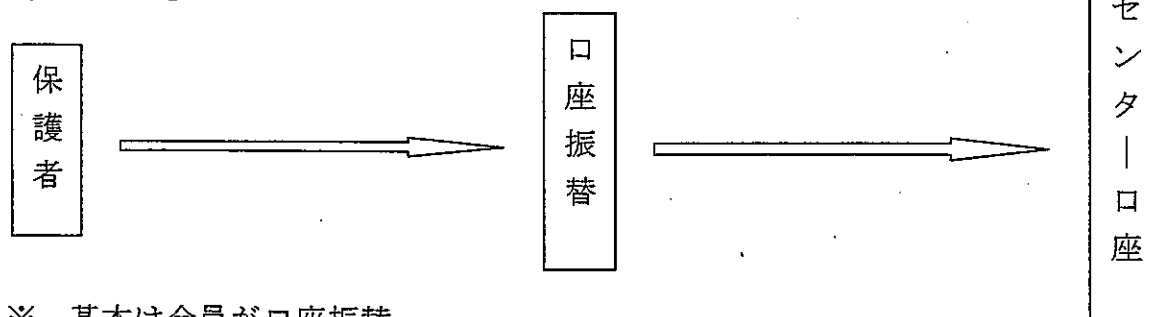
- ③ 費用対効果の検証 → (導入理由)保護者負担、学校事務量軽減への理解

3 イメージ

【現行】



【統一化後】



- ※ 基本は全員が口座振替
- ※ 振替不能者への再振替の実施
- ※ 指定金融機関の拡大化
- ※ 滞納整理諸帳票類の発行が可能

4 経過と今後のスケジュール

- ① 市のシステム使用の可の確認 (25. 4)
- ② 委員会での学校給食徴収システム拡充方向の決定 (25. 8～)
 - ◆ 初期導入費用等の算定、移行スケジュールの確認
- ③ 実施計画への申請(26 年度実施計画) → 市長説明
- ④ 予算措置(26 年度予算) → 議会議決
- ⑤ データー入力、テスト・調整等 を経て

27 年 4 月本稼働予定